

工事請負業者の皆様へ

ひたちなか市総務部契約検査課

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正について

工事に係る最低制限価格，低入札価格調査について下記のとおり改正し，令和7年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

記

1－①. 適用対象とする案件（最低制限価格）

改正前	改正後
・設計金額が130万円を超え <b>5,000万円以下</b> の工事 ・設計金額が130万円を超える設計等委託業務	・設計金額が130万円を超え <b>1億円以下</b> の工事 ・改正なし

※ 総合評価落札方式を適用する工事を除きます。

1－②. 適用対象とする案件（低入札価格調査）

改正前	改正後
・設計金額が <b>5,000万円を超える</b> 工事又は総合評価落札方式を適用する工事	・設計金額が <b>1億円を超える</b> 工事又は総合評価落札方式を適用する工事

問い合わせ先  
茨城県ひたちなか市東石川 2-10-1  
ひたちなか市総務部契約検査課  
029-273-0111 内線 1261～1263